規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省 庁への 検討	内閣の回答取りまとめ日	提案事項	提案内容に関する事実関係を確認する事項 提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革
								制度の現状 該	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	会議に おける再検 討項目
280630007	28年 5月11日	28年 6月8日	28年	客を呼び込む ため「歴史的 建造物の復 元に関する基準」を緩和す	【要望内容】 「歴史的建造物の復元に関する基準、を緩和すること 「理由」 国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準(非公開)に基づきその可否を判断しているが、自治体等からは、文化庁が同基準に基づき行う指導(復元しようさする建造物の)連稿(当短)は関う、「写真」の3項目が不可欠、が厳格であるため、地域の歴史的建造物の復元ができない。との声があがっている。例えば城跡の場合、石垣だけで観光等、特にインパワンドを呼び込むことは難ん、との声があがっている。したがって、地域に大きな観光環境となり得るないの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな相欠となっている。したがって、地域に点年する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、「歴史的建造物の復元に関する基準、を緩和する必要がある。 (注)遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造(かけづ(り)、徳島城は天守の復元ができない。	日工所	文部科学省	画角企义化例の第4分を支令を行う場合には、文化的体金統の放在 基づき、文件審議会に語った上で、文化庁長官が許可をすることと なっています。 定期等における歴史的建造物の復元が適当であるか否かについて は、専削に文化庁が設置する外部有議者で構成される甲門委員会も おいて、実験等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づ 更新	で化財保護法 (25条第1頁 (七財保護項 (大田財保護項 (本明) (大田財子)	事実誤認	史勝等は国民の貴重な財産であり、文化財としての価値を損ねてしまうと取り返しがつかなくなるものです。このため、国指定の史勝等において現状変更等を行う場合は、文化財としての価値を損なないよう。文化審議会に語った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。 また、史勝等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的規模に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置、規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組むとが重要であると考えている。 歴の上で、文化庁が公表している「史勝等における歴史的建造物の復元に関する基準、においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。 文化庁としては今後とも同基準を適切に連用してまいりたいと考えています。	
280630026	28年 5月11日	28年 6月8日	28年 6月30日	深業採な小イシた認めないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	カルヘ光は ナゼゼロにもいて 十人光に比べて利も環境にもフェレムと 次からナゼブロに吹っ	日本商議所	文学厚働経業 科 労 産	学生が学業に専念し多様な経験ができる環境づい等を進めるため、の推 就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定 されていることを踏まえ、パクターンシップの推進に当たっての基本的 考え方。において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるイン ターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含む ことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した 歴	労働省·経済 業省作成、平 27年12月一部	検討を予 定	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を選やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講じます。 ョインターンシップに関する大学等、学生、企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 中小企業が多様なインターンシップで力が多な各対かつ柔軟に活用できる方策の在り方 平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。	